

日の出町コミュニティ・スクール設置について

日の出町教育委員会では、令和5年2月に「日の出町教育ビジョン2023」を策定し日の出町教育大綱として位置付けました。

今後の日の出町の教育の方向性として、「共に学び 支え合い みんなで創る日の出町」を基本理念として、町民の誰もが教育の当事者として、連携協働の教育づくりを推進することとしました。推進に当たっては、教育ビジョン2023の理念や方針に基づいた教育環境のさらなる充実を目指し、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進を取組の重点として、地域学校協働活動の更なる充実と日の出町に実情に合ったコミュニティ・スクールの設置に向けて、準備を進めることにしました。

設置に向けては、令和7年度に1校の開設に向けて準備を進め、以降は、順次、準備ができた学校からコミュニティ・スクールを導入していきます。

1 設置の趣旨

学校運営協議会による学校運営への参画により、地域住民や保護者と学校教職員との連携による地域に根ざした学校づくりを行うため、次のとおり学校運営協議会を設置する学校、コミュニティ・スクールを創設する。また、地域学校協働活動との一体的な推進を図り、「日の出町教育ビジョン2023」の理念である「共に学び 支え合い みんなで創る日の出町の教育」を具現化し、連携協働によるより質の高い学校づくりを目指す。

2 設置時期

令和7年4月1日 1校設置 ※以降、順次、準備ができた学校から設置していく。

3 コミュニティ・スクールの概要

(1) 基本理念

日の出町コミュニティ・スクールは、「日の出町教育ビジョン2023」の理念・方針を踏まえ、学校運営協議会と共に学校の教育目標の具現化を図る。

(2) 取組の方向性

学校と学校運営協議会との協議による、地域や保護者の意向を反映したより質の高い学校教育を展開する。（学校運営や運営への支援に関する協議）

また、学校運営協議会と地域学校協働活動運営委員会の連携を図るとともに、PTA、地域の関係諸団体、関係機関等との連携協働による学校づくりを推進する。

(3) 学校運営協議会による学校運営のしくみ

別紙のとおり。なお、(仮) こども基本条例を踏まえ、児童・生徒が意見を述べる機会を工夫する。

(4) 学校評議員会

コミュニティ・スクールとして指定された学校は、学校評議員会を廃止する。

4 学校運営協議会の概要

(1) 委員数 8名程度

(2) 構成は概ね以下のとおりとする。

- ・学校推薦 5名(校長、地域学校協働活動推進委員を含む)以内
- ・学識経験者 2名以内
- ・教育委員会が適当と認める者 1名

(3) 任期 委員の任期は任命の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 役割

- ① 校長が作成する学校運営に関する基本的な方針(学校経営方針、教育課程、施設管理、組織編成、予算執行等)の承認(学校運営の基本方針の承認:義務規定)
- ② 基本的な方針に基づく学校の運営及び運営への必要な支援に関し、地域の住民、児童・生徒、又は幼児の保護者、その他の関係者の理解を深めるとともに、学校と保護者・地域等との連携・協働による学校づくりを推進するため、学校の運営及び運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供する。(学校運営協議会だより等)
- ③ 学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。(学校運営に関する意見:任意規定)
- ④ 学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、日の出町教育委員会を経由して職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

ただし、日の出町コミュニティ・スクールの設置の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ることや、個人を特定しての意見でなく、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ることとする。(教職員の任用に関する意見:任意規定)

(4) 委員の委嘱、処遇等

- ① 学校運営協議会委員は、日の出町教育委員会が委嘱する。
- ② 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- ③ 委員は、非常勤の特別職とする。
- ④ 日の出町教育委員会は、協議会開催時に委員報酬を支払う。

4 指定について

令和7年4月設置のコミュニティ・スクールについては、令和5年度中に、教育委員会が指定する。指定校は、令和6年度内に、PTA等の保護者、学校評議員会等の地域住民との連携・調整を図り理解・協力を求める。

そのために、指定校の校長、PTA代表者、学校評議員代表者には、日の出町コミュニティ・スクール設置準備連絡協議会にオブザーバーとして参加してもらう。

5 学校運営協議会設置・コミュニティ・スクールの設置に向けた協議会の設置

(1) 名称（仮）

日の出町コミュニティ・スクール設置準備連絡協議会

(2) 構成

- ・校長会代表 ・副校長会代表 ・園長会代表
- ・PTA連絡協議会代表 ・地域学校協働活動運営委員
- ・民生児童委員 ・社会教育委員 ・文化スポーツ課
- ・町役場関係課 他

※事務局 指導室指導学務係

(3) 役割

- ・日の出町コミュニティ・スクールの基本理念や学校運営協議会の活動方針、活動内容等についての方向性を協議する。
- ・課題の洗い出し
理念・権限の理解促進 人選・人材確保 必要となる予算 想定される活動、
その他想定される懸念事項
- ・課題の解決方向性
- ・広報周知（協議会ニュースレター）
- ・協議会報告書「日の出町コミュニティ・スクールについて」の作成
※この報告書が最終的に「日の出町コミュニティ・スクール」の策定となる。
- ・「日の出町コミュニティ・スクール」を基にした（リーフレット）の作成
※事務局担当（作成については業者委託する。⇒令和6年度予算に計上しておく）

(4) 協議会予定

回	開催日	主な議事
第1回	令和6年5月	委員委嘱、委員長選出、基本方針確認、意見交換
第2回	令和6年6月	意見交換、課題の洗い出し
第3回	令和6年7月	意見交換、論点整理
第4回	令和6年9月	日の出町コミュニティ・スクール（骨子案）について
第5回	令和6年10月	日の出町コミュニティ・スクール（骨子）について
第6回	令和6年11月	日の出町コミュニティ・スクールについて（原案）について